

令和3年(2021)年4月27日

市民及び事業者の皆様へ

小金井市新型インフルエンザ等対策本部長 小金井市長 西岡真一郎

3度目の緊急事態宣言発令及びワクチン接種の開始に際して

「最大限の感染予防の徹底を！」

「医療従事者及び高齢者へのワクチンの先行接種を開始！」

4月25日(日)より、3度目の緊急事態宣言が発令され、東京都から各種の緊急事態措置が発出されました。感染力が強く、重症化しやすいとされる新型コロナウイルス変異株が幅広い世代に急速に拡大しています。小金井市でも、4月以降の患者が増加し、東京都公表4月25日(日)現在の累計患者数(退院等者数)は758名(701名)となりました。市の全人口における単純計算では163人に1人となります。変異株による感染爆発を何としても防ぐために、GW期間を含めた集中的な対策で人流を抑制することに社会全体で取り組むとともに、感染拡大を防止する唯一の切り札であるワクチン接種を希望する方に対し、より多く、より早く、安全かつ確実に接種していくことが求められています。

つきましては、東京都から示されている各種施設や事業者への措置または要請内容にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。小金井市においても、公共施設の利用制限や催事を中止または延期する等、様々な対策を決定いたしました。ご自身や皆様の大切な人々の命と健康、地域の医療提供体制を守るための判断でありますので、どうかご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。変異株の急拡大を防ぐためには、従来からの感染予防対策を徹底することが最も重要です。市民や事業者の皆様におかれましては、引き続き、感染しない・感染させない最大限の感染予防に努め、不要不急の外出は控えていただきますようお願いいたします。

小金井市では、新型コロナワクチン接種を最優先事業と位置づけ、市医師会や市薬剤師会、市訪問看護連絡会等の皆様と緊密に連携し、準備を進めてきました。医療関係者の皆様の多大なるご尽力により、対象者約28,000人の高齢者向け接種では、市内46か所の指定医療機関での個別接種及び2か所(保健センター及び公民館緑分館)の公共施設における集団接種を実施する体制を構築しました。予約方法は、①インターネットからWEBサイト、②コールセンターへ電話、③直接、指定医療機関へ電話の3つの方法があります。

4月17日(土)より、市内の医療関係事業所等に勤務する約3700名を対象とした医療従事者へのワクチン接種を開始し、医療従事者は4月26日(月)時点で1,877回の接種を実施しました。さらに、入院患者様等、市内医療機関において早期に接種する必要があると判断された高齢者の方への先

行接種も開始しており、4月26日(月)時点で376人に実施しました。一般高齢者の方は、4月19日(月)に接種券を郵送し、23日(金)から予約を受け付け、5月10日(月)から接種を開始します。

4月23日(金)からの高齢者向けワクチン接種の予約については、特にコールセンター及びWEBサイトからの予約における市民の皆様の冷静なご対応を動画配信にてお願いさせていただきました。その中で、市では十分な接種体制を確保しており、今すぐに予約を取れなくても、必ずかかりつけ医や集団接種会場で2回の接種を受けることが出来ることをお伝えしました。どうか、安心して下さい。しかしながら、予約初日以降からコールセンターの電話がつながりにくい状況となり、2日目はWEBサイトに不具合が生じる等のご迷惑をおかけすることとなりました。誠に申し訳ございません。

この予約では、高齢者の方への接種を開始する5月10日(月)から30日(日)までの21日間に実施する約10,000人への接種を予約枠として設定しましたが、現時点では、5月30日(日)までの約10,000人分の予約は埋まっています。5月31日(月)以降に実施する分の予約については、5月13日(木)から開始します。また、この間もキャンセル待ち、随時に追加枠が発生した場合の予約受付を行いますので、コールセンターにお問い合わせ下さい。かかりつけ医がワクチン接種を実施する指定医療機関となっている場合は、かかりつけ医に電話にてご相談下さい。早期の接種を希望する場合は、①かかりつけ医に相談、②キャンセル待ちの申し込み、③追加募集への予約、ということになります。繰り返しますが、5月13日(木)から順次、5月31日(月)以降の予約を受け付けていきますので、落ち着いて予約をしていただきますようお願い申し上げます。

小金井市では、市公式動画チャンネルにコロナワクチン接種の流れを解説する動画を配信し、市公式ホームページのトップページにワクチン接種予約状況や直近の接種実施回数等を随時更新し、市民の皆様にお伝えしております。また、小金井市新型コロナウイルス感染症対策担当の公式ツイッターも開設しておりますので、ご参照下さい。ワクチン接種に際しては、市医師会より、効果や副反応等に関するとてもわかりやすい解説を6回にわたり配信していただきました。小金井市ホームページに掲載しておりますので、ぜひご一読下さい。

大変申し訳ありません。当初の **予約枠は一杯** になっています (WEB・コールセンター。4/24時点)

5/31以降分は5/13から木・月に順次受け付けてまいります。

※WEB・コールセンターで事前キャンセルがあった分は、WEB・コールセンターで予約を受け付けています。

新型コロナワクチンの接種状況		令和3年4月26日現在
【医療従事者】	1, 877回/約3,700人×2回	※入院患者様等、早期に接種が必要と医療機関において判断された高齢者への先行接種を開始しています。
【高齢者】	376回/約28,000人×2回	
【一般】	0回/約67,500人×2回	

■ 新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら ■

1年以上に及ぶ新型コロナウイルスとの闘いは、従来型から置き換わってきている変異株の急拡大という新たな厳しい局面に入りました。長引くコロナ禍により、地域経済にも影響が及び、制約を受ける生活が長期化し、先行きが見えない不安を抱えていらっしゃると思います。小金井市といたしましては、第5弾まで策定した緊急対応方針に基づき、市民や事業者の皆様への様々な支援策を間断なく展開し、ワクチン接種を遂行していくことが何よりも肝要と考えております。市民及び事業者の皆様におかれましては、今般の緊急事態宣言の発令に伴う感染予防の徹底にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年4月23日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年4月25日（日曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること

3. 事業者向けの要請等

(1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	映画館、プラネタリウム 等	【1,000㎡超の施設】 ●休業を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く) 【1,000㎡以下の施設】 休業の協力依頼 (生活必需物資を除く) 【運動施設】 全国大会等の場合は、 無観客化 を要請 (法第24条第9項)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、自転車屋、本屋、衣料品店 等	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) 「無観客開催」を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、演芸場 等	<p>●無観客開催を要請 (法第24条第9項) (社会生活の維持に必要なものを除く)</p> <p>【運動施設】 以下の事項について、 協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none">・入場整理の実施・酒類提供の自粛・営業時間短縮 (営業時間は20時まで)
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設 (第9号)	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど 食品衛生法の営業許可を取っている施設 (飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。)	<ul style="list-style-type: none">● 休業を要請 (法第45条第2項) (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)● 特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項)
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスク着用周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど食品衛生法の営業許可を取っている施設	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮を要請 (営業時間は20時まで) (法第45条第2項)● 特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none">・従業員に対する検査の勧奨・入場をする者の整理等・発熱等の症状のある者の入場の禁止・手指の消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・入場をする者に対するマスク着用周知・感染防止措置を実施しない者の入場禁止・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店 (第14号)	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">● 酒類又はカラオケ設備の提供停止の要請 (法第45条第2項)● 営業時間短縮の要請 (~20時) (法第45条第2項)● 「1.5時間開催」及び「50人又は50%制限」の協力を依頼
集会場等 (第5号)	結婚式場	

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校等	●部活動の自粛の協力を依頼 ●オンラインの活用の協力を依頼
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	●酒類提供自粛の協力を依頼
博物館等 (第10号)	図書館	●入場整理の実施の協力を依頼
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	●入場整理の実施の協力を依頼 ●店舗での飲酒につながる酒類提供 又はカラオケ設備の利用自粛の 協力を依頼
	マンガ喫茶、ネットカフェ	●入場整理の実施の協力を依頼 ●酒類提供・カラオケ設備使用自粛の 協力を依頼
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾等	●オンラインの活用の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客等で開催することを要請**（法第24条第9項）

緊急事態宣言の発令による市施設の臨時休館等の対応について

【市関連施設】

施設名	期 間	対 応
[集会施設] 市民会館（萌え木ホール）、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、前原暫定集会施設、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	4月27日から緊急事態宣言期間中	臨時休館
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	4月27日から緊急事態宣言期間中	臨時休館
はけの森美術館（所蔵作品展）	4月25日から	中止

【スポーツ関連施設】

施設名	期 間	対 応
総合体育館	4月27日から緊急事態宣言期間中	臨時休館
栗山公園健康運動センター	4月27日から緊急事態宣言期間中	臨時休館
一中クラブハウス・テニスコート	4月26日から緊急事態宣言期間中	開放中止
南中学校テニスコート夜間開放	4月26日から緊急事態宣言期間中	開放中止
上水公園運動施設（グラウンド・テニスコート）	4月27日から緊急事態宣言期間中	利用中止
市テニスコート場	4月27日から緊急事態宣言期間中	利用中止

【図書館・公民館 ほか】

施設名	期 間	対 応
図書館本館	4月25日から緊急事態宣言期間中 =10:00~17:00 (水金は1階のみ~20:00)	○館内利用は30分以内 ○利用カードの登録・更新等の手続き (市内在住・在勤・在学のみ)
図書館緑分室	4月25日から緊急事態宣言期間中 =10:00~17:00	○閲覧椅子の利用中止 ○インターネット PC 利用は30分
図書館東分室・貫井北分室	4月25日から緊急事態宣言期間中 =9:00~19:00	まで(本館、貫井北) ○各種イベント中止(オンラインイベント除く) ○本館別館の個人利用中止(4/27~)
西之台会館図書室	4月27日から緊急事態宣言期間中	臨時休館 ※予約本は本館で受取可
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	4月27日から緊急事態宣言期間中	臨時休館(緑分館の野外調理場、テニスコート含む) ※印刷機、コピー機等は利用可(平日9:00~17:00)
清里山荘	4月26日から緊急事態宣言期間中	臨時休館
文化財センター	4月27日から緊急事態宣言期間中	臨時休館
環境楽習館	4月27日から緊急事態宣言期間中	期間中の研修室貸出しを中止

小金井市 市民部 環境部

小金井市教育委員会 生涯学習部

市立小・中学校長 様

小金井市教育委員会学校教育部
指導室長 加藤 治紀
(公印省略)

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について (依頼)

このことについて、令和3年4月23日付3教総第279号にて東京都教育委員会教育長(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)より別添写のとおり依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年3月31日付事務連絡「小金井市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)について」により、徹底した感染症対策と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

4月23日、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は4月25日から5月11日まで緊急事態措置として東京の人流を確実に抑えることを目的に、都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛や移動自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の制限を実施することとしました。

つきましては、緊急事態宣言を受け、下記のとおり、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、感染症対策のより一層の徹底をよろしくお願いします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

○『小金井市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)令和3年4月』に基づいた感染症予防策を徹底する。

○特に、3つの密(密閉・密集・密接)を回避し、手洗いや咳エチケット(マスク等の着用など)を励行することについて、改めて指導する。

(2) 学習活動について

○緊急事態宣言の解除される日まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例) ・グループや少人数等での話し合い活動

・音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動

・家庭科における調理実習

・体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)

・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

- 緊急事態宣言の解除される日まで、全ての部活動は中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とする。出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、大会等参加に伴う練習等は認める。
- 大会等への参加及びそれに伴う練習を行うに当たり、「小金井市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づいた健康観察、更衣室等の使用、感染の可能性の高い活動の制限、生徒・保護者からの同意等を確実にを行う。

(4) 学校行事について

- 緊急事態宣言の解除される日まで、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動のうち、グループによって目的地が異なり、かつ公共交通機関等を利用した活動は延期又は中止する。
- 緊急事態宣言の解除される日まで、宿泊を伴う行事は延期又は中止する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスク等は喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスク等を着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策

- 緊急事態宣言の解除される日まで、原則として放課後は速やかに帰宅するよう指導する。

(7) 来校者について

- 緊急事態宣言の解除される日まで、原則として外部講師、外部人材など外部からの来校は控えていただく。保護者や地域等への学校公開は行わない。

3 その他

- (1) 今後、感染の状況や校内で感染者が発生した際の臨時休校等への対応として、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施(分散登校)できるよう、各校においてオンライン学習等の準備を進める。
- (2) 児童・生徒の不安が高まることを想定し、全教職員で共通理解を図った上で、より丁寧に心のケアを行う。
- (3) 不登校傾向にある児童・生徒や受験生等、特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- (4) 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- (5) 今後の状況により変更もあり得る。

【 担 当 】

指導主事 西 尾 崇
電 話 042(387)9877
ファクシミリ 042(383)1133

3 教総総第 279 号

令和 3 年 4 月 23 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司
(公印省略)

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の
一層の徹底について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 3 年 4 月 9 日付 3 教総総第 142 号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について (依頼)」により、都立学校における取組を参考にお知らせするとともに、貴教育委員会における感染症防止に向けた万全な対策をお願いしたところです。

本日、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は 4 月 25 日から 5 月 11 日まで、緊急事態措置として東京の人流を確実に抑えることを目的に、都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛や移動自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

貴教育委員会におかれましては、文部科学省の通知も踏まえ、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していただけますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の変異株による割合が急速に増加していることを踏まえ、これまで以上の危機感を持って、感染症対策を一層徹底していただくとともに、児童・生徒等の体調が悪い時は休養させるなど、保護者の皆様に周知いただくようお願いいたします。

さらに、これを機会に、全ての児童・生徒等が学校や家庭において、一人一台端末を活用して、様々な工夫でオンラインの取組を進めるとともに、感染不安や感染予防により、登校できない児童・生徒等に対するオンライン等を活用した個別の対応についても、改めて特段のご配慮をお願いいたします。

なお、感染症対策の一層の徹底について、都立学校宛に通知しましたので情報提供いたします。高校生は地域をまたいで広範囲に通学しており、自主的な活動も多いことなどから、都立高校等に限って分散登校や部活動の中止などを実施いたします。

(担当)

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）

電 話 0 3 (5 3 2 0) 6 7 1 8

各都立学校長
庁内各部長
多摩教育事務所長
教育庁各出張所長
各事業所長

殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司
(公印省略)

緊急事態宣言下における都立学校の対応について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 3 年 4 月 9 日付 3 教総総第 142 号「まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について (依頼)」により、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

本日、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は 4 月 25 日から 5 月 11 日まで、緊急事態措置として東京の人流を確実に抑えることを目的に、都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛や移動自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

都立学校においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による割合が急速に増加していることを踏まえ、これまで以上の危機感を持って、感染症対策を一層徹底してください。今般の緊急事態宣言下においては、下記のとおり、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしますが、児童・生徒等への学校内外における感染症対策の指導とともに、保護者の皆様への周知をお願いします。教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

2 オンラインの活用・分散登校・時差通学

緊急事態宣言が解除される日まで、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう時差通学を徹底するとともに、人流を抑制するため分散登校を実施する。特に4月29日から5月9日までの間においては、人流を徹底的に抑制するため、オンラインを活用した教育活動を全面的に実施する。

(1) 高等学校・中等教育学校・附属中学校

- 始業・終業時刻の設定を工夫する。
- 一度に集める生徒数は全生徒数の2/3以下とする。
- 4月29日から5月9日までの間については、生徒は学校に登校せず、授業日においてはオンラインを活用した教育活動を実施する。なお、各学校において、クラウド学習支援サービスの活用など、様々なオンライン学習を実施する中で、全ての学校において、全ての生徒が、原則として、1日1回以上、同時双方向型のオンラインによるSHRや教科等の授業などの活動に取り組めるよう工夫する。
- 定時制・通信制課程と島しょの学校については、学校規模に応じて判断する。

(2) 特別支援学校

- 通学区域が都内全域にわたる学校において、生徒が自宅等でオンラインによる学習を行うことが可能である場合は、実態に応じて分散登校を行う。

3 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 学習活動について

○感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

○全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認めるが、4月29日から5月9日までの間については、人流を徹底的に抑制するため、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

○大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総総第2566号添付の別紙1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙2「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合については、別紙1を所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。

○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

○吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、別途通知するまで実施しない。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能

な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。

- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

(4) 学校行事について

- 児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、延期又は中止する。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要不急の外出は避ける。（自宅学習後に外出しない。）
- 旅行はしない。
- 不要なアルバイトは控える。

4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動を強くお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出自粛。都県境を越える外出はしない。旅行や帰省はしない。
- 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食自粛
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

5 教職員の勤務

(1) 高等学校・中等教育学校・附属中学校・附属小学校

○教職員については、4月29日から5月9日までの間、オンラインを活用した教育活動のために必要な業務等、校務運営上、学校に出勤しないと行えない業務のための最小限の人員を除いて、原則として自宅勤務を行う。また、出勤が必要な教職員については、原則として時差通勤を行う。

○上記以外の期間は、従前のおり（令和2年5月25日付2教総総第518号通知の「2」の「(5)」のおり）

(2) 特別支援学校

○従前のおり（令和2年5月25日付2教総総第518号通知の「2」の「(5)」のおり）

6 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）

○毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）

○出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）

○委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 勤務時間外や家庭における感染症予防策の徹底

○不要不急の外出自粛。都県境を越える外出はしない。旅行や帰省はしない。

○昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食自粛

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

7 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電 話 03 (5320) 6845

指導部特別支援教育指導課

電 話 03 (5320) 6847

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電 話 03 (5320) 6877

【教職員の服務について】

人事部職員課

電 話 03 (5320) 6792

【教職員の自宅勤務・休暇について】

人事部勤労課

電 話 03 (5320) 6801

【ガイドラインについて】

総務部教育政策課

電 話 03 (5320) 6713

【その他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症

対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）

電 話 03 (5320) 6718

事務連絡
令和3年4月26日

市立小・中学校長各位

学務課長 本木 直明
(公印省略)

学校施設設備の目的外利用について

標題の件につきましては、日頃より適切な管理をして頂いているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、国では、令和3年4月23日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言を発出しました。

緊急事態宣言下における感染症対策につきましては、令和3年4月23日付けで、東京都教育委員会より、各自治体の教育委員会宛に「緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（依頼）」が発出され、「感染症防止対策を徹底しながら学校運営を継続する」としているものの、「授業終了後は速やかに帰宅する」「部活動を中止する」「不要不急の外出は避ける」等、当該通知に基づいた学校施設運営におけるより一層の対策が求められているところです。

つきましては、小金井市教育委員会として、感染拡大防止の観点から学校施設設備の目的外利用について、下記のとおり方針を決定いたしましたので、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 1 校庭等、屋外を含む学校施設設備の目的外利用について
緊急事態宣言が解除されるまでの期間、利用を不可とする。
- 2 状況に応じた対応の見直し等
上記措置については、今後の社会状況の推移に応じて適宜見直す可能性がある。
- 3 資料
令和3年4月23日付け3教総総第279号「緊急事態宣言下における新型

コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（依頼）」

【問い合わせ先】

学校教育部 学務課 森谷

042-387-9874

4月23日(金)・4月26日(月)の2日間、健康課に問合せのあった内容について
(電話及び窓口対応)

【問合せの多かった内容】

- ・ コールセンターが繋がらない…11件
- ・ 2回目の接種の予約はどこでできるか…6件
- ・ 今回の予約件数を知りたい…2件
- ・ 次回の予約受付日を知りたい…2件

【その他問合せ・意見】

- ・ コールセンターが繋がらないため、健康課で予約をしたい。
- ・ 母は身体が不自由なため接種に出向けない。どうしたら接種を受けられるか。
- ・ 高齢者はホームページを見ないので、必要な情報は市報に掲載してほしい。
- ・ 病院予約について、かかりつけの患者しか受け付けないと言われた。不公平ではないか。
- ・ 初日だけでもコールセンターに市の職員を配置すべき。(コールセンターが大変なため)
- ・ 4月23日、24日にコールセンターに電話したが繋がらず、25日にやっとつながった。コールセンターでは、ワクチンの供給が段階的であること、ワクチンの供給量に応じて予約を数回に分けて受け付けていることを聞いた。なぜ市報に掲載しないのか？高齢者がネットを見れると思ったら大間違いだ。そのような状況で、予約を焦らせておきながら5月1日号の市報に「落ち着いて予約を」と書かれていたため、失笑した。
- ・ コールセンターに電話しても繋がらない。回線を増やせ。繋がらないのは、異常事態。何回もかけ続けてくださいというのがおかしい。回線を増やせ。増やさなかったら、来週、何人かで連れ立って健康課に行くからな。予約がいっぱいなら、コールセンターにかけてくれではなく、予約がいっぱいですと言え。

新型コロナウイルスワクチン接種についての要望書

小金井市議会公明党

宮下 誠

渡辺 ふき子

小林 正樹

いよいよ小金井市においても、新型コロナウイルスワクチン接種事業が始まりました。前例の無いはじめての大事業であり、小金井市医師会をはじめとする医療機関で働かれる皆様、市担当職員の皆様にまず感謝を申し上げます。通常業務や新規陽性者対応に加えてのワクチン接種事業が、市民の皆様が安心して確実に接種が終えられるよう、ご苦労をお掛け致しますが、今後ともよろしく願いいたします。

4月19日には、65歳以上の高齢者約2万7千名に対して、接種券が郵送され、同23日予約が開始されました。様々想定をして準備はしてこられたとは存じ上げますが、現場は、大変な混乱状況であり多くのお声が届いておりますので、以下、要望をさせていただきます。

- 「コールセンターで電話が全く繋がらなかった」
- 「オンラインでの予約は一人暮らし高齢者では無理です」
- コールセンターで初日に一杯と言われたが、翌日、指定医療機関で予約が取れた。
- ある指定医療機関では、「直接の予約は取れない」「6月までは埋まっているので取れない」「持病のある人が優先なので夏までは取れない」と言われたそうです。

— 検討いただきたい要望事項 —

- コールセンターの電話回線を増やして、電話対応を強化する。
- 医療機関毎に対応が異なるのであれば、対応方法を合わせるか、医療機関毎の対応方法を市報などで詳細に掲載する。（現在の広報内容は曖昧で誤解を招く）
- 予約の空き状況を一般にわかりやすく公開する。
- 5月13日以降の予約については、後期高齢者を優先するなど、可能な限り混乱を避ける工夫をする。
- 在宅や高齢者施設、精神障がいをお持ちの方など、リスクの高い方のワクチン接種がスムーズにできるよう、適切にワクチンのコントロールをする。
- シャトルバスの運行方法については、都度、状況を確認して改善・周知を行うこと。
- 医療機関を主とした接種方法について、進捗状況を確認しながら、集団接種会場の増設について検討すること。
- オンライン予約の入力方法は、利用者目線に立ち動画を使った説明も検討すること。

以上